

村長・村議会議員選挙 選挙公営制度の対象を拡大します

選挙公営制度とは、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、国または地方公共団体が候補者のおこなう選挙運動の費用の一部を負担(公費負担)する制度のことです。

公職選挙法の一部改正に伴い、村でも12月議会条例を制定し、これまで都道府県と市を対象としていた選挙公営制度を村にも同様に拡大するとともに、選挙公営の対象拡大に伴う措置として供託金制度が導入されました。

■村長・村議会議員選挙の選挙公営と供託金

選挙区分	公営の有無			供託金額
	選挙運動用自動車	選挙運動用ポスター	選挙運動用ビラ	
村長	× ↓ ○	× ↓ ○	× ↓ ○	50万円
村議会議員	× ↓ ○	× ↓ ○	頒布不可 ↓ 頒布解禁 公営対象	無し ↓ 供託金導入 15万円

※候補者の得票数が一定数(供託金没収点)に達しない場合、供託金は没収となり公費負担の対象外となります。

【村長選挙】供託金没収点 = 有効投票総数 ÷ 10

【村議会議員】供託金没収点 = (有効投票総数 ÷ 議員定数) ÷ 10

■新たに対象となる選挙公営制度

公費負担の適用を受けようとする場合、候補者が各業者などと有償契約を締結することが前提です。

○選挙運動用自動車の使用

契約の種別	限度額	
①ハイヤー方式	1日1台64,500円 × 5日(選挙運動期間) = 322,500円	
②個別契約方式	自動車借入契約	1日1台15,800円 × 5日(選挙運動期間) = 79,000円
	燃料の供給契約	1日7,560円 × 5日(選挙運動期間) = 37,800円
	運転手雇用契約	1日1人12,500円 × 5日(選挙運動期間) = 62,500円

- 候補者は、①と②のいずれかの契約を選択することになります。
- 生計同一親族からの自動車借入れなどは、公費負担の対象にならない場合があります。
- 無投票の場合、告示日1日分を対象とします。
- 表の単価、選挙運動期間はそれぞれ上限のため、それに満たない契約の場合はその契約額が公費負担額になります。

○選挙運動用ポスターの作成

選挙の区分	限度額
村長選挙	1枚6,385円 × 53(ポスター掲示場数) = 338,405円
村議会議員選挙	

- 表の単価、ポスター掲示場数はそれぞれ上限のため、それに満たない契約の場合はその契約額が公費負担額になります。

○選挙運動用ビラの作成

選挙の区分	限度額
村長選挙	1枚7.51円 × 5,000枚(上限枚数) = 37,550円
村議会議員選挙	1枚7.51円 × 1,600枚(上限枚数) = 12,016円

- 表の単価、枚数はそれぞれ上限のため、それに満たない契約の場合はその契約額が公費負担額になります。